寒川町情報公開審査会規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ （会議） 第3条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿会長が招集し、その議長となる。 2・3　（略） ～略～	～略～ （会議） 第3条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、条例第22条の3に規定する場合を除いて会長が招集し、その議長となる。 2・3　（略） ～略～ 附　則 この規則は、公布の日から施行する。